

令和2年度人権啓発ビデオ制作 仕様書

1 制作意図

兵庫県では、人権文化が定着した社会の実現をめざして「人権文化をすすめる県民運動」を推進している。人権文化が定着した社会とは、だれもが日常生活の中で、お互いの人権を尊重するということを、自然に感じたり考えたり、行動したりすることが定着している社会のことである。

このような社会を実現するためには、県民一人ひとりが、改めて自らの在り方や生活習慣、社会的慣習などについて点検するとともに、人と人とのつながりづくりや支え合いを積極的に進めていくことが大切である。

このため、研修会等で映像を用いて人々の感性に訴えかけることにより、鋭い人権感覚や豊かな人権意識を身につけるとともに、日常生活の中でだれもが人権を尊重することを当然のこととして行動に結びつけられるようになることを目的として人権啓発ビデオを制作する。

2 制作内容

(1) テーマ

「超高齢化社会とひきこもり(8050問題)」

(2) テーマ選定理由

- ・「高齢者」に関する作品は、平成27年度「ここから歩き始める」の中で登場するが、「8050問題」を主なテーマとして取り上げた作品はない。
- ・ひきこもりは「若者」だけでなく、様々な社会のストレスを要因にどの世代でも起こりえる。
- ・「8050問題」として最近注目されている「大人のひきこもり」。2019年3月に内閣府が公表した『生活状況に関する調査(平成30年度)』では、40～64歳人口(総務省『人口推計2018年』によると約4235万人)中、広義のひきこもりは約61万3000人であり、このうち約半数が7年以上もひきこもりを続けている。また、若い世代(15～39歳を対象とした内閣府平成27年度調査における広義のひきこもり)を含め合算すると、約100万人を超えると推計される。
- ・長期化、高齢化するひきこもりとともに、中高年のひきこもり当事者とその親が経済的困窮や社会からの孤立(交流の欠如)といった課題を抱えるいわゆる「8050問題」が新たな社会問題となっている。
- ・「8050問題」に直面する家族においては、引きこもり状態にある当事者は社会との接点がないため、世話をしている親が病気や要介護状態になっても助けを求めることができず、親子共倒れになるリスクが懸念される。
- ・背景には、長期ひきこもり状態にある中高年の当事者と高齢化したその親が共に暮らす家族の社会からの孤立がある。

(3) テーマの展開

テーマを「超高齢化社会とひきこもり(8050問題)」としているが、具体的な設定としては、「地域の人々が中高年のひきこもり当事者とその家族に接する過程において、「8050問題」の深層と家族の苦悩を受け止め、超高齢化社会における地域のあり方とともに一人ひとりが尊重される社会について考える姿を描く」とする。

ひきこもりの長期化、高齢化とともに、中高年のひきこもり当事者とその高齢の親が社会から孤立し、生活に困窮するいわゆる「8050問題」に視点を当てる。「ひきこもり」は若者だけの問題ではなく、「就職氷河期」といった時代背景、「パワハラ」や「人間関係」による離職、病気などをきっかけにどの世代からでも起こりえる問題でもある。これらの課題を示した上で、中高年のひきこもり当事者とその家族が社会とのつながりの回復をめざすための支援を通して、これからの超高齢化社会における地域のあり方を考えるとともに地域共生社会を実現していくストーリーとする。

【ビデオで描きたい場面とポイント】

- ① 物語における主人公の視点は、ひきこもり当事者とその家族に対する第三者的視点から描く。
- ② ひきこもりが若者だけの問題ではなく、誰にでもどの世代でも起こりえることと理解できる場面。
例)・退職(劣悪な雇用環境、ハラスメント、リストラを含む)や人間関係、あるいは「就職氷河期」といった時代背景をきっかけにひきこもり、相談もできず悩む当事者とその家族の姿。
 - ・社会に迷惑をかけたくないと相談もできず孤立する家族の様子。
 - ・ひきこもりの長期化に加え、親の高齢化など将来に不安を抱える家族の様子。
- ③ 地域で共に暮らす住民とひきこもりにより社会から孤立し困窮する家族との関わりを通して、主人公とともに地域住民が一人ひとりの暮らしと生きがいを創っていく場面。
例)・孤立した家族と関わりを持つことに抵抗を感じている地域住民の姿。
 - ・ひきこもりに対する誤った理解(ひきこもり当事者は犯罪を引きおこすといった偏見など)を訂正するシーン。
 - ・共感し寄り添ってくれる地域の人々の支援により、前向きな一歩を踏み出そうとする家族の姿。
- ④ 地域共生社会の実現に向けて地域のあり方について考える場面。
例)・住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す様子。
 - ・超高齢化社会に向けて地域のあり方考える姿。
 - ・障がいのある人や外国人、性的少数者を含め、一人ひとりが尊重される社会の実現をめざす姿。

⑤ ひきこもりの当事者やその家族が相談し適切な助言等が受けられるよう、専門の相談窓口・相談機関を紹介する場面。また、そのことにより地域共生社会が進んでいる場面。

⇒ ひきこもり総合支援センター（対象：全年齢（主に中高年））《添付資料15》

※兵庫ひきこもり相談支援センターは、概ね青少年期を対象とする。

《添付資料7》

⑥ 全体を通して視聴後に希望が持てる結末とし、オープンエンド的な手法を取り入れるなど表現方法を工夫する。

⑦ 各種研修会等で活用される観点から、限られた人だけでなく、できるだけ多くの県民が関心を持って見ることができる内容とする。

(注)②③④であげた例)はあくまでも参考であり、必ずしもシノプシス作成に反映できなくてもよい。

3 企画・制作

兵庫県、公益財団法人兵庫県人権啓発協会

4 企画協力

兵庫県教育委員会

5 活用方法

地域・職場・学校・PTA等、県民に広く利用されるよう、人権にかかわる学習会や研修会等での学習教材として活用する。

6 規格・制作本数等

(1) 規格 DVD 概ね30～40分（字幕、副音声の選択ができるようにする）

(2) 制作本数 DVD 75本

※ ただし、別途販売用としてDVDを製作する。

テレビ放映用テープ1本（HDCAM形式）

(3) 制作期限 令和2年11月末日

※ ただし、新型コロナウイルス感染症等によるやむを得ない事情による期日変更は協会と相談の上、認めることとする。

7 製作費

10,000千円（税抜き）

8 提出書類

(1) 映像企画書（A4用紙横書き）

ア 企画提案書（ねらい、構成、演出方法等）2枚以内

イ シナリオ概要（シノプシス） 20字×20行で10枚以内

シノプシスにおける重点 400字以内

ウ 次の事項を記載し、代表者印を押印した表紙を添える。

- ・表題「人権啓発ビデオ企画書」
- ・作成年月日
- ・事業者名
- ・代表者名
- ・住所、電話番号、ファックス番号、メールアドレス
- ・担当部署名及び担当者名

(2) 経費見積書（代表者印を押印のこと）

(3) 参考資料

- ア 当該ビデオ制作に関わる人員体制資料
- イ 過去5年間のビデオ制作実績（啓発・教育に関するビデオ）
- ウ 人権啓発に関する最新の制作ビデオ1本（後に返却する）
- エ 販売促進体制、販売先等販売計画についての資料
- オ キャスティング（主役・準主役）

9 提出部数

- (1) 映像企画書 [8の(1)] 2部（押印あり）+10部（押印なし）
- (2) 経費見積書 [8の(2)] 2部（押印あり）
- (3) 参考資料 [8の(3)] 12部

10 提出期限

令和2年6月26日（金）17:00 必着

11 提出先及び提出方法

- (1) 提出先 （公財）兵庫県人権啓発協会 研修部
〒650-0003 神戸市中央区山本通4-22-15 県立のじぎく会館内
TEL 078-242-5355 FAX 078-242-5360
- (2) 提出方法 郵送

12 審査

- (1) 審査については、審査委員会を設置して行う。
- (2) 審査方法については、別途要領で定める。
- (3) 事業者からの提出書類をもとに、企画案の提示・説明（プレゼンテーション）を実施し審査を行うものとする。

ただし、新型コロナウイルス感染症等の影響により審査会場で企画案の提示・説明（プレゼンテーション）を実施しない場合等においては、各事業者から提出された映像企画書等に基づき審査を行う。

13 審査日時（プレゼンテーションを含む）

令和2年7月中旬～下旬（予定）

14 審査会場

県立のじぎく会館

15 その他

- (1) 受託業者は、ビデオ（DVD）を制作し、兵庫県内及び県外において販売を行うものとする。また、ビデオ（DVD）には、（公財）兵庫県人権啓発協会（以下「協会」という。）が作成する人権啓発ビデオ活用ガイドのデジタルデータ（PDF）を納める。
- (2) 販売にあたっては、チラシ（カラー版）を制作し、3,000枚を協会へ納めることとする。また、作品予告編（30秒程度）を制作し、自社のWeb上で公開する。
- (3) 委託契約後、受託業者は、委託契約により生じる権利もしくは義務を第三者に譲渡し、または委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により協会の承諾を得たときは、この限りではない。
- (4) 資料配付後に生じた質疑については、協会研修部宛 FAX またはメールにより問い合わせること。電話による質疑は受け付けない。ただし、問い合わせは5月29日（金）17:00までとする。
- (5) 提出書類については返却しない。
- (6) コンペにかかる費用については提案者の負担とする。
- (7) 提出された他社のシナリオ概要から、制作するビデオに引用しない。
- (8) 委託業者の提案した企画書に基づきビデオを制作するものとするが、必ずしも提案どおり実施されとは限らず、必要に応じて協会が変更できるものとする。
- (9) 完成作品の著作権は、協会に属するものとする。
- (10) 主演者等に「ひょうご人権ジャーナル きずな」での取材や、人権に関するラジオ番組等への出演を依頼することがある。
- (11) 完成後から翌年度末までの間に県が主催する対象者を限定したオンラインによる研修に限って活用するための映像用デジタルデータを納める。

【参考資料】

- I ひきこもり対策推進事業（平成21年4月～：厚生労働省） 《添付資料5》
厚生労働省では、従来から、精神保健福祉、児童福祉、ニート対策等において、ひきこもりを含む相談等の取組を行ってきたが、平成21年度からは、これらの取組に加え、「ひきこもり対策推進事業」を創設し、ひきこもり対策の一層の充実に取り組んでいる。
また、平成30年度からは、生活困窮者自立支援制度との連携を強化し、訪問支援等の取組をふくめた手厚い支援を充実させるとともに、ひきこもり地域支援センターのバックアップ機能等の強化を図っている。
- ひきこもり地域支援センター設置運営事業（平成21年度～）
 - ひきこもり支援に携わる人材の養成研修・ひきこもりサポート事業（平成25年度～）
 - ひきこもり対策推進事業の強化（平成30年度～）
- II 「地域共生社会」の実現に向けて（平成29年2月：厚生労働省） 《添付資料8》
厚生労働省においては、改革の基本コンセプトとして「地域共生社会」の実現を掲げ、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）や、「『地域共生社会』の実現に向けて（当面の改革工程）」（平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）に基づいて、その具体化に向けた改革を進めている。

Ⅲ 兵庫県地域福祉支援計画改定に向けた論点

《添付資料9》

—兵庫県における「地域共生社会」実現に向けた提言—

(平成30年6月：社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会)

兵庫県が目指す地域共生社会とは、年齢、性別、障害の有無、言語、文化等の違いに関わりなく、全ての人々が地域社会の一員として包摂され、多様なつながりの中で互いがかけがえのない人間として尊厳が守られ、尊重し合う社会であり、次の6つの要素を含む。

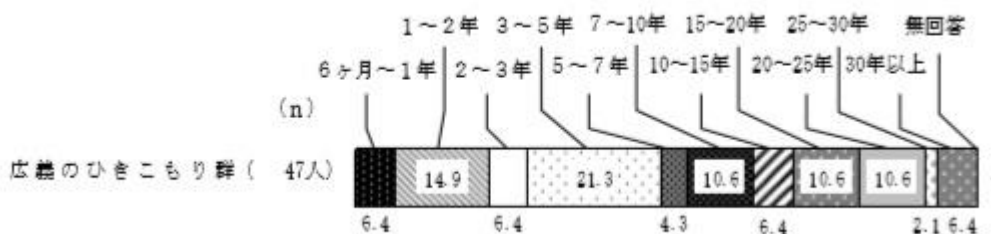
- ① 尊厳が重んじられる社会
- ② 多様なつながりのある社会
- ③ 誰もが包み込まれる社会
- ④ みんなが参加・参画し、力をあわせること
- ⑤ 参加・参画を通じて、あらゆる人が“自分らしさ”を発揮できること
- ⑥ 私たちの暮らしの場である地域を基盤にすること

Ⅳ 平成30年度生活状況に関する調査（平成31年3月：内閣府）

《添付資料10》

内閣府では、平成21年度と平成27年度に子供・若者を対象としたひきこもりに関する調査を実施したところ、ひきこもりの長期化傾向が明らかとなった。本調査では、そのようなひきこもりの長期化傾向を踏まえ、全国の市区町村に居住する満40歳から64歳までの者及びその同居者を対象に、ひきこもり状態にある者の推計値や、ひきこもり状態になってからの期間、ひきこもり状態となったきっかけ等について調査し、40歳以上でひきこもり状態にある者の状況等について把握することで、子供・若者がひきこもり状態となることを防ぐために必要な施策や、ひきこもりの長期化を防ぐための適切な支援を検討するための基礎データを得ることを目的に実施。

○ひきこもりの状態になってからの期間



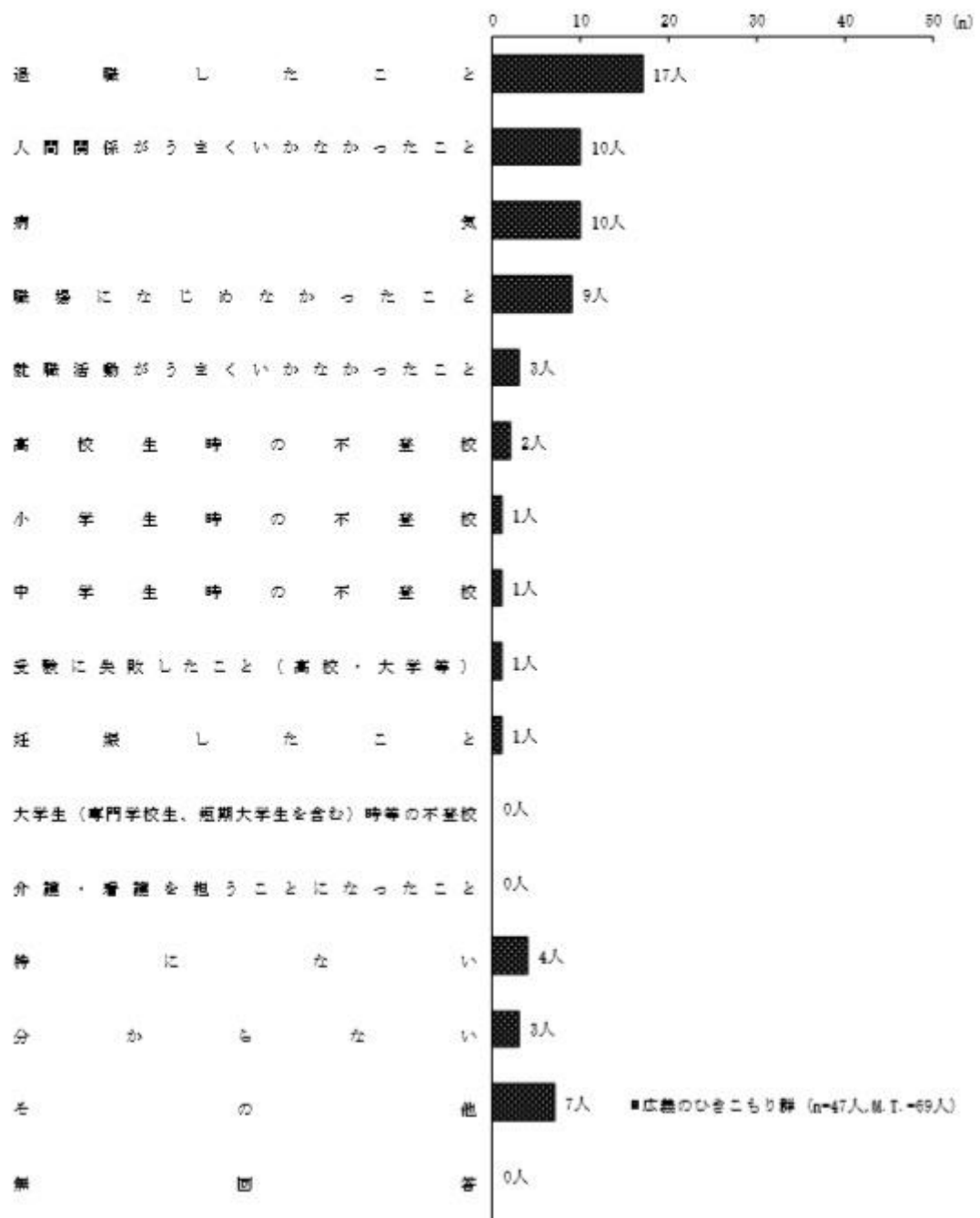
ひきこもりの状態になってからの期間は、3～5年の者の割合が約21%と最も高く、7年以上の者が約5割。

○初めてひきこもりの状態になった年齢



初めてひきこもりの状態になった年齢は、30歳台の者の割合が若干低いものの、全年齢層に大きな偏りなく分布している。

○ひきこもりの状態になったきっかけ



ひきこもりの状態になったきっかけは、「退職したこと」、「人間関係がうまくいかなかったこと」、「病気」、「職場になじめなかったこと」をあげた者が多い。

V 地域共生社会推進検討会 最終とりまとめ（令和元年12月：厚生労働省）

《添付資料16》

地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する市町村における包括的な支援体制の構築を推進するため、下記の3つの支援を一体的に行う市町村の新たな事業が求められる。

- ①「断らない相談支援」 ②「参加支援」 ③「地域づくりに 向けた支援」

VI これまでのビデオ制作状況

昭和 55 年度～平成 8 年度	同和問題
平成 9 年度「ふれあい家族」	地域社会（震災に学ぶ助け合い・支え合い）
平成 10 年度「こころの架け橋」	親子問題
平成 11 年度「今光っていたい」	家族・地域社会
平成 12 年度「街かどから」	地域社会（世代・国籍を超えた豊かな人間関係）
平成 13 年度「ま・さ・か わたしが」	情報社会における人権（個人情報、情報機器等）
平成 14 年度「新しい風」	女性・子どもの人権（DV、児童虐待）
平成 15 年度「もう一度あの浜辺へ」	高齢者の人権（高齢者虐待）
平成 16 年度「壁のないまち」	障害のある人の人権（ユニバーサル社会の実現）
平成 17 年度「私の好きなまち」	同和問題（差別のない共生社会づくり）
平成 18 年度「夕映えのみち」	インターネット社会における人権
平成 19 年度「こころに咲く花」	いじめと人権（パワーハラスメント、子どものいじめ）
平成 20 年度「親愛なる、あなたへ」	地域と人権（高齢者、子ども、まちづくり）
平成 21 年度「あの空の向こうに」	ケータイ・ネット社会と人権（コミュニケーション、家族）
平成 22 年度「クリームパン」	いのちと人権（児童虐待、自殺、震災）
平成 23 年度「桃香の自由帳」	共生社会と人権（子育て、高齢者、いじめ）
平成 24 年度「ほんとの空」	意識と人権（風評被害、いじめ、同和問題、外国人）
平成 25 年度「ヒーロー」	無縁社会と家族（家庭や地域でのつながり）
平成 26 年度「あなたに伝えたいこと」	インターネット時代における同和問題
平成 27 年度「ここから歩き始める」	高齢者の人権（認知症をともに生きる）
平成 28 年度「風の匂い」	障害のある人の人権（知的障害者）
平成 29 年度「あした 咲く」	女性の人権
平成 30 年度「君が、いるから」	子ども・若者の人権
令和元年度「サラーマット ～あなたの言葉で～」	SNS 時代における外国人の人権

【添付資料】

「人権（高齢者を含む）」について

- ・資料1 「令和元年度版 人権の擁護」（法務省）
- ・資料2 「県民の人権意識－平成30年度 人権に関する県民意識調査結果の概要－」
（兵庫県・（公財）兵庫県人権啓発協会）
- ・資料3 「人権擁護に関する世論調査（平成29年度）」（内閣府）
- ・資料4 「人権啓発テキスト『人権文化をすすめるために』」
（兵庫県・（公財）兵庫県人権啓発協会）

「ひきこもり」および「地域共生社会」について

- ・資料5 「ひきこもり対策推進事業（平成21年～）」（厚生労働省）
- ・資料6 「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン(概要)」
（厚生労働科学研究費補助金こころの健康科学研究事業）
- ・資料7 「兵庫ひきこもり相談支援センター」（兵庫県）
- ・資料8 「地域共生社会」の実現に向けて(概要)（平成29年）」（厚生労働省）
- ・資料9 「兵庫県地域福祉支援計画改定に向けた論点－兵庫県における「地域共生社会」
実現に向けた提言－（平成30年）」（社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会）
- ・資料10 「生活状況に関する調査（平成30年度）」（内閣府）
- ・資料11 「根本大臣会見概要（平成31年）」（厚生労働省）
- ・資料12 「社会的孤立に対する施策について」～ひきこもり施策を中心に～（厚生労働省）
- ・資料13 「第4期兵庫県地域福祉支援計画概要（令和元年）」（兵庫県）
- ・資料14 「ひきこもり支援施策の方向性と地域共生社会の実現に向けて（令和元年）」
（厚生労働省）
- ・資料15 「兵庫県ひきこもり総合支援センターの開設（令和元年）」（兵庫県）
- ・資料16 「地域共生社会推進検討会 最終とりまとめ(概要)（令和元年）」（厚生労働省）

その他

- ・資料17 「ひょうご人権ジャーナルきずな1月号及び9月号」（過去3年分）
「ひょうご人権ジャーナルきずな2月号」（令和2年）
（兵庫県・（公財）兵庫県人権啓発協会）